

# 「神辺育成会（日中一時支援事業）」サービス重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと説明するものです。

## 1. 事業所経営法人

名 称	特定非営利活動法人神辺育成会
所 在 地	広島県福山市神辺町新徳田二丁目 162 番地
代表者氏名	理事長 瀬良 京子
電 話 番 号	084 - 960 - 3722
設立年月日	平成 17 年 2 月 9 日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	日中一時支援事業
事業所の目的	日中一時支援事業は、障害者及び障害児の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
事業所の名称	神辺育成会 日中一時支援事業所
管 理 者	村上 厚司
事業所の所在地	広島県福山市神辺町新徳田二丁目 162 番地
電 話 番 号	084 - 960 - 3722
運 営 の 方 針	障害者又は障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護ができるよう努める。
事業開始年月日	平成 18 年 10 月 1 日
利 用 定 員	12 名
併 設 事 業	短期入所事業

## 3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	福 山 市
営 業 日	月 曜 日 ～ 土 曜 日

受付時間および サービス提供時間帯	月曜日～金曜日 10時15分～19時00分 土曜日 9時30分～15時30分
----------------------	---

休日は、日曜日、その他施設が定める日とします。(事前にお知らせ致します。)

#### 4.居室・設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
居室	1室	
食堂	1室	
浴室	1室	
便所	3室	身体障害者用 1室
洗濯場	1室	
調理場	1室	
日常生活訓練室 兼 社会適応訓練室	1室	

##### (2)居室・設備の利用上の注意事項

物品の紛失・破損には充分ご注意ください。破損・紛失については通常時での使用については費用の負担は  
いりませんが、故意等状況に応じてはご負担をしていただくことがございますのでご了承下さい。

#### 5. 職員の配置状況

\*当事業所では、ご利用者に対して日中一時支援事業のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置  
しています。

管理者      生活支援員

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

#### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1)市町村からの給付費の対象となるサービス<br>(2)利用料金の金額をご利用者に負担いただくサービス |
|--|

があります。

##### (1)市町村からの給付費支給の対象となるサービス

以下のサービスについては、市町村からの給付費が支給されます。事業者が市町村からの給付費を代理受領する  
場合には、利用者は、利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払い  
いただきます。

##### (2)サービス単価(報酬単価)

サービス利用時間	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
----------	-------	------------	-------

報酬単価	1,680 円	3,360 円	5,040 円
低所得食費加算（1食・低所得のみ）	420 円	420 円	420 円

## <給付費の対象となるサービスの概要>

### ①社会的活動の支援

#### i 日常生活の支援

ア 地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援

イ 食事の提供

・栄養・利用者の身体状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

食事の為の買物、調理等も利用者の方と共に行います。

・月曜日～金曜日は夕食、土曜日は昼食の提供を行います。

〈食事時間〉 月曜～金曜日 夕食 18:00～19:00

土曜日 12:00～13:00

#### ii 余暇活動への支援

・季節に応じた行事や創作活動、外出等の計画を行います。

・利用者の希望により活動に参加し、その使用物品等が利用者個人に帰属する場合、その材料代等の実費をご負担頂きます。

#### iii その他の社会活動

・地域の行事にも積極的に参加できるよう支援します。

### ②医療および健康管理

ア、服薬の支援 日中活動上において服薬支援が必要な場合は、利用者の主治医の指示のもと、必要に応じて支援を行います。

イ、医療 利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において診察・治療を受けることができます。

協力医療機関 よしたかクリニック（内科）

### ③相談援助

利用者及びその家族からの相談には誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

### (3)給付費の対象外のサービス

下記のサービスについては、給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

なお、この所定料金は、事業所の経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

② 給付費から支給されない日常活動上の諸費用

③ その他

食事代	昼食 620 円 夕食 620 円
行事費	行事毎に通知
文章作成料	1部 200 円

健康診断料	実費負担
-------	------

※受給者証の食事提供加算が該当者の場合、食材料費のみの負担となります。

### (3)利用料金・費用のお支払方法

＜定率負担に関する月額負担上限額＞

※1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定されていますので、下記以上の金額を負担していただく必要はありません。

お手持ちの障害福祉サービス受給者証に記載された金額が利用者負担上限月額となります。

＜利用者負担上限額管理について＞

障害福祉サービス受給者証の「利用者負担上限管理対象者」欄に「該当者」と記載されている方で、2つ以上の事業所を契約している方については、1つの事業所へ「利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書」の提出が必要な場合があります。利用者負担の上限管理を当事業所へ依頼する場合は、届出書に氏名等を記入し、当事業所へ提出して下さい。

### (4)利用料金・費用のお支払方法

(2)の料金・費用は、事業所から請求をいたしますのでサービス利用後にお支払い下さい。

### (5)利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービス計画表（支援計画）で定めたサービスの利用を中止又は変更もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日（3頁受付時間内）までに事業者にお申し出ください。

② 利用の中止につきましては利用予定日の前日（3頁受付時間内）までにお申し出のない場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日（受付時間内）までの取消	無 料
上記時間以外の取消	利用者負担相当額

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。

### (6)利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

## 7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条第5項参照)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、5年間保存いたします。また利用者の求めに応じてその内容を開示することができます。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

◇閲覧・複写ができる窓口業務時間 ・月曜～金曜日 10:15～19:00  
・土曜日 9:30～15:30

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

また、利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合には短期入所の利用はできません。

### (2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など、「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所職員にお知らせください。また、本事業所職員より「受給者証」の確認をさせていただく場合にはご提示くださいますようお願いいたします。

## 9. 苦情の受付について(契約書第14条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ア 苦情受付窓口(担当者) 常設窓口 神辺育成会日中一時支援事業所 084-960-3722

[担当] 職員 長尾 智美

イ 受付時間 月曜～金曜日 13:30～19:00 土曜日 9:30～15:30

ウ 苦情解決責任者

神辺育成会 守山 勉(管理者)

### (2) 第三者委員

林 誠 (あんずの家施設長)

電話番号 0847-51-5522 (自宅)

高橋 春子(指定相談支援事業所 おひさま)

電話番号 090-7897-1812

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

広島県社会福祉協議会	所在地	広島市南区比治山本町 12-2
	電話番号	082-254-3419 ファックス 082-569-6161

## 10. 保険加入について

当事業所では、万が一の事故・火災に備えて下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険加入内容	賠償責任保険

## 11. 感染症の蔓延防止について

インフルエンザ等の感染症にはスタッフ一同、十分留意しております。万が一ご利用される方やそのご家族がインフルエンザ等に感染された場合は利用をご遠慮いただく場合もございますが事前にご相談ください。事業所内で感染症が発生した場合はサービスをご利用いただけない場合もございます。感染症の蔓延を防止するために、ご理解とご協力をお願いします。

## 12. 個人情報使用について

利用者自身及び家族の個人情報については、サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される事業所内におけるサービス会議、他の事業所との私の利用するサービスに係る連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報をしようさせていただきます。